

令和元年度市長のまちづくりふれあいトーク議事録(女良地区)

日時 令和元年10月21日(火) 19:00～20:20
 場所 女良生活改善センター
 出席者 女良地区住民 39名
 市長、企画政策部長、総務部長、市民部長、産業振興部長、建設部長、教育次長、消防長、防災・危機管
 事務局6名
 内容 19:00～19:05 市長あいさつ
 19:06～19:35 市政の概要について 市長説明
 19:36～19:45 ケーブルテレビ 光サービスへの切り替えについて 企画政策部長
 19:46～19:50 地区の事業概要について 事務局説明
 19:51～20:20 意見交換
 20:20～20:25 閉会あいさつ

No.	質問の内容	回答
1	<p><危険な空家について> 中波地区 男性 地域にある空家の老朽化が激しく、強風等でタン等が飛ぶ可能性があり危険である。空家からのタン等によって、周囲に被害にあった際、補償等について、市としてはどのように考えているのか？</p>	<p>地域振興課長 空家は、基本的には個人の所有物であり、管理は所有者が行うことになっている。ただし、周囲に危険が及ぶような空家については、市から所有者に対応を、お願いしている。 具体的には、地域振興課が、地域から危険な空家について相談を受け、該当の空家の所有者を調査し、所有者に対し、周囲に危険が及ばないよう対応を依頼している。 また、個人の方が危険な空家を解体したいが、金銭的負担が大きく解体が困難な場合には、その空家を当市の建築士が確認し「危険老朽空き家」の基準に該当すれば、市が解体費用の一部を、助成する制度も設けている。 まずは、具体的な状況等を、地域振興課の定住促進担当(電話74-8075)にご相談いただきたい。</p>
2	<p><女良地区の避難場所について> 同男性 台風19号の際に、女良地区では旧灘浦小学校が避難場所に指定されていたが、女良地区から旧灘浦小学校までは距離があり、徒歩での避難は難しい。高齢者など、自分で自動車を運転できない人はどうやって避難すればよいのか？例えば、旧女良小学校を改築し、女良地区の避難所として活用する案はないのか？</p>	<p>防災・危機管理監 台風19号の接近に伴い、市内全域に避難準備・高齢者等避難開始を発令させていただいた。女良地区においては、旧灘浦小学校を避難所に指定させていただいた。お話のあった旧女良小学校は土砂災害の危険区域にあるため、土砂災害の危険が予測される場合においては、避難所に指定できない。 台風等、事前に災害が予測される場合においては、風雨が強くなる前に、早めの避難を呼びかけている。避難に時間がかかる方には、早めに避難していただきたい。</p>
3	<p>同男性(防災・危機管理監の発言を受けて) 女良地区の住民が、宇波地区(旧灘浦小学校)まで避難するというのは納得できない。地域でも考えることが必要かもしれないが、女良地区での指定避難所の設置を検討してほしい。</p>	<p>防災・危機管理監 女良地区での土砂災害時の避難所としては旧女良保育園が指定避難所になっているが、台風19号の際には旧灘浦小学校を女良地区の避難所として指定させていただいた。女良地区内での避難所の開設について、地区等からご希望をいただければ考えていきたい。</p>
4		<p>市長 お話の様に、指定避難所まで距離がある場合、避難が困難になる場合もある。その際は、自主防災会等で地区の公民館等を避難場所にしていただき、安全を確保していただきたい。 災害時、市だけではできないことに限りがある。ハザードマップを参考に、避難する際の対応について、自治会や自主防災会等を中心に、各地域で考えていただきたい。</p>
5	<p><国道160号と電線について> 男性 台風15号によって千葉県では電線が切れ、大変な様子が報道されていた。幸い氷見市では被害がなかったが、国道160号を通ると、沿線の法面の吹付が剥がれていたり、斜面から伸びた枝や草が電線にかかっている。強風時、これらによって、電線に被害が及ぶのではないかと、危惧している。 市の管轄ではないと思うが、対応できることはないのか？</p>	<p>建設部長 国土交通省が管理する国道160号については、藪田～中波間で連続雨量によって通行規制がある。通行規制がされるということは大雨等による土砂崩れや落石の恐れがあるからである。そのため国道160号については、泊地区から順に整備を実施しており、引き続き国に宇波地区の整備について要望している。今後も継続した要望を国にしていきたい。電線については、北陸電力とも情報を共有しながら、事故が起きないように話をしていきたい。</p>

	質問の内容	回答
6	<p><水道事業の民営化について> 同男性 射水市の水道事業民営化がニュースになっていたが、氷見市は水道事業の民営化について、どのような方針なのか？個人的には、水道事業の民営化に不安を感じている。</p>	<p>建設部長 水道事業の民営化については、民間企業に運営をすべて渡す「コンセッション方式」という方法もあるが、射水市の場合は、料金徴収や施設の維持管理等の業務をまとめて民間企業に委託する「包括業務委託」という方法である。 当市では、料金徴収や閉栓開栓の業務を委託しているが、当市は人口規模が小さく、民間企業に運営をすべて渡すという方法は難しいと思う。 今後、一部の業務については、民間企業への委託を検討していかねばならないと思うが、水道事業をすべて民間企業に委託するということは、考えていない。</p>
7	<p><側溝修理の要望> 男性 地区の事業概要で説明いただいた中田地内排水路陥没修繕を実施してもらったが、数日前の雨で、同じ個所の山側の排水路が壊れた。修理していただきたい。</p>	<p>建設部長 早急に現場を確認したいと思う。</p>
8	<p><棚田振興法と棚田の保存について> 平沢地区 男性 棚田地域振興法について、説明していただきたい。</p>	<p>産業振興部長 棚田地域振興法は、今年8月に施行された法律である。今年度、北陸農政局を訪れた際に、同法について説明を求めたが、具体的な事業等は決まっていなかった。現時点においても同様である。</p>
9	<p>同男性(産業振興部長の発言を受けて) 農政は、大規模農家を担い手として支援し、農地の集約、規模の拡大を推進しており、それ自体は良い施策だとは思う。しかし棚田は合理化や生産性の向上が見込めない環境にある。その中で高齢者が中心となって農業を営み、棚田を守っているが、助成金等の支援がないのが現状である。 棚田を今後どうやって維持していくのが課題になっている。しかし農業機械の更新があると、今後の見通しが立たず、棚田を辞めざるをえない。助成を受けたくても、面積の拡大や担い手の確保といった条件が付くと、条件が合わず、棚田の農家は、助成に手が出せないのが現状である。 棚田は素晴らしい景観を持ち、多面的な機能を有しているが、このままでは耕作放棄地になってしまう。市単独では解決できない問題だと思うが、棚田を含め中山間地域への農業支援について、市の本気度を聞かせてほしい。</p>	<p>市長 国の農業施策は、大規模経営化、農地の集約を進め、競争力のある農業を目指してきたように感じる。一方で中山間地域の農業、特に棚田は非常に労力がかかる。 棚田振興法は「多面的な機能もつ棚田を守っていこう」という趣旨でできた法律だと思っている。今後は具体的な制度設計の話になってくる。制度の内容を見ながら、棚田振興法がしっかり機能するような制度になるよう、国に要望していきたいと考えている。引き続き情報収集に努め、皆さんに棚田振興法の制度を伝えられるよう努力していきたい。</p>
10	<p><旧女良小学校のグラウンドについて> 中田地区 男性 旧女良小学校のグラウンドが、ドクターヘリ(以下ヘリ)の着陸場になっている。女良地区では年3回草刈りを実施しているが、雑草が伸び、イノシシに荒らされている。そのため、ヘリの着陸に支障をきたす可能性がある。過去には「荒れた状態では、ヘリが着陸できない。」と言われ、急遽、草を刈ったこともある。 女良地区には、旧女良小学校以外に2カ所着陸場があるが、メインで使用されるのは旧女良小学校のグラウンドである。グラウンドのうち、着陸場として活用する部分だけでも、コンクリートで整備していただけないか？</p>	<p>消防長 ドクターヘリは着陸場の「草が長い場合」「雪がある場合」は着陸できないため、地域の方に着陸場の除草や除雪をお願いしているが、着陸時に雪等があり、着陸できない場合は次の着陸場を探すようにしている。 ドクターヘリの着陸場をコンクリート等で整備することは、現在のところ検討していない。今の着陸場以外に、良い代替地があれば、そちらを新たな着陸場にさせていただくこともできるので、教えていただきたい。</p>

	質問の内容	回答
11	<p><国民健康保険の分納について> 中田地区 男性 国民健康保険は8期に分け納めることができる。しかし納付書には各徴収日の記載はあるが、保険期間の記載がない。税務課に説明を求めたが納得できる回答を得られなかった。途中までしか納付できない場合、いつまで保険が有効なのか分からない。 ⇒質問の趣旨が不明。本人が誤って認識している可能性が大。質問後のやり取りもかみ合わず。</p>	<p>総務部長 健康保険料の分納は、あくまで1年間の料金を8回に分けて納めていただいているのであり、分納されたからといって保険期間が8期に分かれているわけではない。途中までしか納入いただけない場合は、市で保険期間を計算し、清算させていただきます。</p>
12	<p><海岸に漂着した流木について> 中波地区 男性 昨年の台風の影響で、流木が海岸に漂着していたため、今年春に環境防犯課に対応をお願いした。しかし対応していただけない。今年も台風で流木が海岸に漂着している。特に中波地区の路傍公園の下に多い。 昨年度の台風による流木については、宇波地区までは撤去作業を実施しているが、女良地区までは実施していないのではないかと。今年は、女良地区においても、撤去作業を実施していただきたい。</p>	<p>建設部長 漁港区域でない通常の海岸については、県が管理しているが、漁港の一部として市が管理している海岸もある。まずは流木が漂着している場所を確認させていただき対応を検討させていただきたい。</p>
13		<p>市長 一般的に海岸は県が管理しているが、流木を含めた海岸の漂着ゴミについては、小さなゴミは市が対応し、大きなゴミは県が対応している。お話の流木を確認させていただき、対応を県と相談させていただきたい。</p>
14	<p>中波地区 別の男性(市長の発言を受けて) 昔は海岸清掃で集めたゴミを、波返しブロックの傍まで持っていけば、ゴミ回収業者が回収してくれたが、今は海岸清掃でゴミを集めても、中波地区では回収されていないのが現状である。</p>	<p>市民部長 市民一斉清掃の日に、各地区で集めていただいたゴミについては、市で回収している。中波地区において、回収されていないようであれば、しっかり対応させていただく。</p>
15	<p>同男性(市民部長の発言を受けて) 海岸に漂着した流木は、台風等によって再度海に流れ、網を傷つける。漁業者にとっては生活がかかっている。真剣に対応を考えていただきたい。 一斉清掃の日に限らず、年に1回でも2回でも地区で、流木の収集を実施するので、市には回収をお願いしたい。</p>	<p>市民部長 漂着ゴミに関しては、当市だけではなく全国的な問題になっており、国も対応策を出しつつある。行政と漁業協同組合が協力し対応する事業もできているので、それも含め、対応を検討していきたい。</p>
16		<p>市長 地区で流木を集めていただければ、市に連絡をいただきたい。市と県で相談し対応させていただきたいと思う。</p>